

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	秋田県湯沢市 (052078)	
地域名 (地域内農業集落名)	川連地区 (麓、大館、川連、上野、野村、久保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月27日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、後継者や担い手も不足しているため、労働力の減少による遊休農地の増加が懸念される。
- ・地域の担い手が減少していく中で、地域の農地を維持・管理していくためには、農地の分散錯圖を解消し集約化していく必要がある。
- ・中山間地での農業は負担も多く現状を維持するのが精一杯となっている。

主な作物: 水稻、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内において、これまで以上に農家同士の助け合いや、話し合いを通じて、農地や地域農業を守っていくための体制の構築を図る。
- ・農地の集約化に向け賃借料の差が障害となることが多く、賃借条件の統一を進める。
- ・農作業の効率化を図るため、スマート農業を導入しドローンなどの先端技術の活用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	223.19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
圃場条件の良い農地を中心に地域内の担い手や隣接地域の農業法人等に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の担い手等への集積・集約化を目指し、農地所有者が農地を貸し付ける際はできる限り農地中間管理機構を活用する。また、地域内の貸借条件の統一化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
中山間地域であることから大区画化が難しく、当面は現状の30a 区画の圃場条件のまま取組むが、担い手のニーズ等を踏まえながら、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業について状況に応じ検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手や隣接地域の農業法人等に集積・集約することを基本とし、地域内で耕作者が足りない場合は、地域内外から新規就農希望者や多様な担い手を募り、関係機関等と連携し支援や育成を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業については、引き続き、隣接地域の農業法人等への委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①電気柵の設置等により、クマ等からの被害拡大の防止に取り組んでいく。				
②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な米の栽培に取り組んでいく。				
③人材不足の状況下でも効率的に耕作ができるようスマート農業の導入に取り組んでいく。				
⑦水路・農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、農地を耕作可能な状態で維持していくための保全管理に取り組んでいく。				